

認定こども園の認可・認定申請書提出に係る留意事項

○申請書の提出に先立ち、次の手続きが必要です。

1. 所在する市町への相談・協議

認定こども園の認可・認定の必要性について、各市町で検討の後、必要性があると認め市町が策定する子ども子育て支援事業計画に記載が必要です。

2. 申請書（原案）の提出

申請書（原案）は、市町を通じて提出いただきます。

(1) 下記3 現地確認の前に提出 ※電子メールで提出

ア 申請書（原案）（様式第1号、又は様式第1号の2）

イ 申請書参考様式1～4（付表を含む）

ウ 建物の平面図（各室の面積が分かるもの）

エ 園庭（屋外遊戯場）の求積図

オ 資産状況に関する資料（収支予算書等、必要書類一覧に記載された資料。新設の幼保連携型及び特定認可外保育施設型のみ）

(2) 下記3 現地確認当日に2部提出

上記(1)を除く、必要書類（認可・認定申請時）一式

詳細は必要書類一覧（添付ファイル）をご確認ください。

3. 現地確認の実施

市町職員とともに施設に伺い、現地を確認します。施設整備等により認可・認定後使用する施設が確認出来ない場合、市役所（町役場）等において聞き取りを行います。

なお、現地確認の実施に先立ち、市町を通じて日時を予約いただく必要があります。

4. 申請書の補正

現地確認の結果、必要に応じて申請書の補正を指示します。

○補正完了後、市町を通じて申請書及び必要書類（認可・認定申請時）一式（正本）を提出してください。